

指定訪問介護事業所・指定介護予防日常生活支援総合事業所
指定障害福祉 居宅介護・重度訪問介護事業所

ホームヘルプステーションさくら

京北商工会『ホームヘルプステーションさくら』では、ご利用者の皆様が「自分の家で今までと変わらない自分らしい生活」が送れるよう、「生活の杖・心の杖」を目指して在宅介護を援助致します。



〒601-0251

住所 京都市右京区京北周山町上寺田1-1 京北商工会館内

電話 075-855-1510

■訪問介護サービスとは・・・？

日常生活上援助や介護を必要とする高齢者や障害者の方が、住み慣れた家で暮らしたいという希望をかなえる為、介護福祉士またはホームヘルパーの有資格者がご自宅へ訪問し、家事援助や介護を行なうサービスです。

■訪問介護（ホームヘルパー）サービスを利用するための条件

介護保険制度による、要介護または要支援の認定を受けていることが条件となります。

※ 障害者福祉サービスについては、身体・精神・知的障害の認定を受け、サービス受給決定を受けていることが条件です。



■どんなサービスを受けることができるのか？

～介護保険制度に基づいた援助～

身体介護・・・直接身体に触れて行なう介護

排泄・食事・入浴・清拭・服薬・移動（歩行）等の介助

生活援助・・・日常生活上必要な環境整備や食生活面の援助

調理・買い物代行・掃除・洗濯・ゴミ出し等

※ 但し、基本的に自立支援（ご利用者様のできる力を有効に引き出すための援助）を目標に援助しますので、



① 日常生活上必要と認められない援助

② 利用者本人以外（同居家族等）への援助

は原則としてできません。

■サービス利用や介護に関する相談は・・・？

事業所（サービス提供責任者：米津）までお問い合わせください。
わかりやすくご説明いたします。

■利用料はどれくらいかかるのか？

●介護保険サービス対象の方

利用料の7～9割は介護保険から支給されます。ご利用者様には、残り1～3割をお支払い頂きます。（利用料金の目安は別表のとおりです。）

●障害者福祉サービス対象の方は、所得により異なります。

■利用料の支払いは・・・？

毎月、月末締めで翌月15日以降にご利用明細を発行いたします。
お支払い方法は、現金支払い・銀行振込・JA口座引落しのいずれかになります。

■介護保険サービス以外の支援はあるのか？

- ① 京北地域内の病院内介助 1時間 2,000円でサービス提供致します。
(但し、ご家族での介助が困難で、ケアマネージャーが必要と認めた場合)
- ② オムツ・紙パンツ等の取り扱い
- ③ その他、介護に関するご相談を承っております。



※個人情報保護方針

訪問時に知り得たご利用者様の情報は、「個人情報保護方針」に基づき慎重に取り扱いすることを遵守致します。

※プライバシー保護方針

ご利用者様のプライバシー保護に努め、快適に在宅生活を送っていただけるよう、介護・環境整備等の援助、及びコミュニケーションのとり方について、一人一人の意思を尊重いたします。

■事業所営業時間

事業所営業時間 月～土 8:30～17:30

サービス提供時間 月～日 8:00～20:00

※ただし、12月30日～1月3日の期間は、訪問活動をお休みさせていただきます。

サービスに関する申し込み・お問合せは・・・

京北商工会館内

『ホームヘルプステーションさくら』まで

場所 右京区京北周山町(右京区役所京北出張所の近く)

連絡先 さくら事務所 075(855)1510

京北商工会 075(852)0348

